

(様式3① インフルエンザ限定)

保護者各位

山梨県立高等支援学校桃花台学園  
学 校 長

### 学校感染症による出席停止について（通知）

生徒がインフルエンザに罹患した場合は、出席停止といたします。医師と相談の上、適切な処置をとられますよう通知いたします。

治癒後の登校の際には、「治癒申出書」を学校に提出していただくことで、必ずしも医師による証明は必要ありません。診断時に医師に指示されたことと併せて、裏面の「出席停止期間のめやす」を参考に「治癒申出書」にご記入いただき、インフルエンザに感染したことが確認できるもの（薬の説明書などのコピー、検査キット陽性の写真等）を添付していただけますようお願いいたします。不明な点は、随時、保健室にお問い合わせください。

### 治 癒 申 出 書

高等支援学校桃花台学園 校長殿

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり疾病が治癒しましたので、登校可能であることを申出いたします。

疾病名	インフルエンザ（ ）型 ※わかれば記入してください
発症日（発熱などの症状が現れた日）	月 日
診断を受けた医療機関名	
診断日	月 日
欠席期間	月 日 から 月 日まで
記載日	月 日

<裏面>

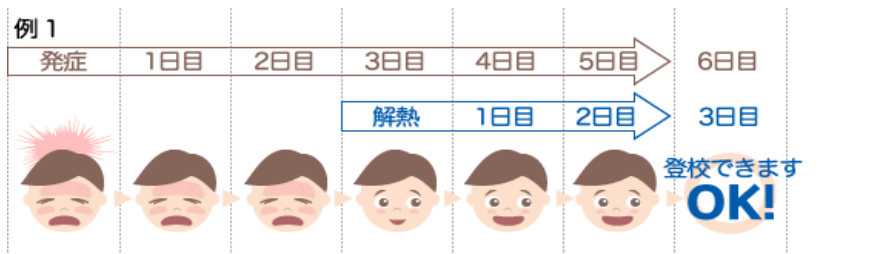
### インフルエンザの出席停止期間のめやす

発症後、登校可能になるには次の2つの条件を両方、満たさないとならない。

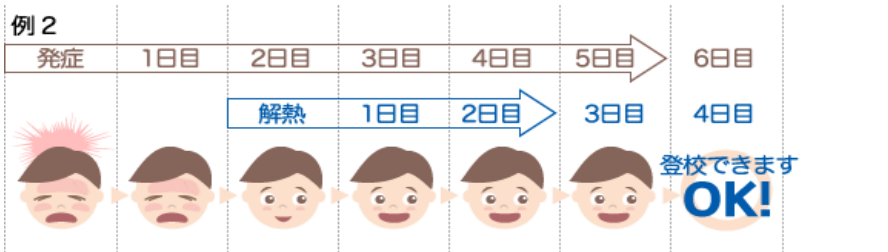
① 発症後 5 日が経過していること

② 解熱後 2 日が経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指す。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考える。



この場合、発症後 6 日目に登校できる。



この場合、解熱して 2 日経過しても、発症後 5 日が経過していない為、すぐには登校できない。発症後 6 日目に登校できる。



この場合、発症後 5 日が経過していても、解熱後 2 日が経過していない為、すぐには登校できない。発症後 7 日目に登校できる。